

令和5年度 日本薬剤師会 くすり教育研修会報告

千葉県学校薬剤師会
常任委員 杉谷宏枝

公益社団法人日本薬剤師会主催のくすり教育研修会が、令和6年2月4日(日)13時30分～16時30分現地参加及びハイブリッド開催にて「学校におけるくすり教育の現状と課題」と題して学校薬剤師、保健体育教諭、保健主事、養護教諭等を対象に開催されました。

講演1

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律について」

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課
竹内大輔氏

令和5年12月13日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が公布された。改正の趣旨は、大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規程の整備、②大麻草の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。とされている。

大麻草から製造された医薬品である「エピディオレックス」は難治性てんかん患者に対し国内で治験が開始されている。大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするため、大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用の禁止規定を削除した。大麻草から製造された医薬品(THCテトラヒドロカンナビノールを含有するもの)は、麻薬として法的に位置付け、麻薬及び向精神薬取締法の免許制度の下で適正に管理、流通及び施用を可能とする。神事、祭事への大麻草の利用などの伝統的な麻文化の継承が大麻栽培者(都道府県知事による免許制)の減少により困難になっている。近年、

大麻草の活用方法が医薬品、CBD(カンナビジオール)、バイオプラスチック等と変化している。大麻取締法を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に変更し、大麻草の栽培免許については「大麻草の製品の原材料とする場合」(第一種)と「医薬品の原料とする場合」(第二種)に区分する。また、大麻の麻薬成分(THC類)の残留限度値を設ける。新制度は令和6年度中頃の施行を目指す予定である。

厚生労働省における薬物乱用防止普及啓発活動として、次のように掲げている。一次予防:違法薬物に手を出さない、二次予防:違法薬物を使用してしまった者の早期発見及び早期介入並びに早期治療、三次予防:薬物依存症者に対する再発防止や社会復帰等を支援。

講演2

「薬害教育と学校薬剤師に期待すること」

厚生労働省医薬局総務課

医薬品副作用被害対策室・室長 谷俊輔氏

薬害には定まった定義はないが、医薬品による健康被害で安全性確保に関して関係者(国、製薬会社等)が本来果たすべき責任(役割)を果たさなかった結果生じたものである。

主な薬害としては、「鎮静睡眠剤サリドマイド剤を妊娠初期に服用した母親から四肢、内臓等に重篤な障害のある子どもが出生する被害」、「整腸剤キノホルム剤を服用した者がスモンに罹患し全身のしびれ、痛み、視力障害の被害」、「血友病の患者が止血・出血予防のために使用していた非加熱の血液凝固第Ⅷ因子製剤・第Ⅸ因子製剤によるHIV感染」、「病原体に汚染されたヒト乾燥硬膜を移植されたことによりクロイツフェルト・ヤコブ病に罹患」、「出産や手術の際に止血剤として使用され

たフィブリノゲン製剤・第Ⅸ因子製剤の投与により C 型肝炎ウイルスに感染」がある。

薬害教育として、「薬害を知り被害に遭った方々の声を聴き、薬害発生のプロセスを学び薬害が起こらない社会の仕組みを考えること」、「薬害を防ぐための社会の仕組みがうまく働くように、国、製薬会社、医療従事者（医療機関・薬局）に加え、薬を使う生徒たち自身がどのような役割を果たせば良いのかを考えること」の取り組みを行っている。学校関係者と連携し薬剤師という薬の専門家としての関わりをもち、薬害教育教材を活用し、薬害教育への積極的な参画を学校薬剤師に期待する。

参照：厚生労働省「薬害を学ぼう」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

講演 3

「くすり教育研修会 実践編—帰って来た薬物乱用防止教室—」

日本薬剤師会 学校薬剤師部会部会長
富永孝治氏

今年度実施した薬物乱用防止教室の事例紹介。くすりも使い方によってはリスクがあるので、児童・生徒が医薬品について正しい知識を身につけられるよう薬の開発過程や用法・用量、主作用と副作用、血中濃度等について説明する。病気を治すためのくすりを多量に飲むことで、辛いことから逃げたり、目立とうとしたりする誤った使い方をオーバードーズ(OD)という。ODは自分を傷つける危険な行為であり薬物乱用である。医薬品の不適切使用に至る背景や心理状態を理解し、自分自身を大切に思う感情の大切さを理解することを学習の目標とする。

また、近年では大麻の新たな形として THC など抽出した加工品が作られている(クッキー THC10mg/個、グミ THC5mg/個、カートリッジ THC400mg/個)。大麻使用時の短期的・長期的な影響や、断り方のポイントとして、次のことを指導している。「自分を守るため、はっきりきっぱり断

り、その場から早く立ち去る」

子どもの現在、未来を守るため、くすり教育・薬物乱用防止教育は発達段階に応じた教育が必要であり、学校薬剤師はくすりの専門家として児童・生徒にわかりやすく正しい知識を提供するが、その基盤にはセルフエステームを育む教育があることを忘れてはならない。

講演 4

「OTC 医薬品のオーバードーズ」

日本薬剤師会理事

(一般用医薬品等委員会担当) 亀山貴康氏

薬物使用と生活に関する全国高校生調査 2021によると、高校生の約 60 人に 1 人が市販薬の乱用経験があった。高校生における市販薬の乱用経験率は 1.57%、大麻は 0.16% で約 10 倍以上高かった。市販薬の乱用経験のある高校生の特徴は①男性より女性が多い②生活習慣での特徴(睡眠時間が短い、朝食を食べない、インターネット使用時間が長い)③学校生活での特徴(学校が楽しくない、親しく遊べる友人や相談できる友人がいない)④家庭生活での特徴(親に相談できない、大人不在で過ごす時間が長い、家族との夕食頻度が少ない)⑤コロナ禍による自粛生活に対するストレスが高かった。

青少年が過量服用する理由として「ひどい精神状態から解放されたかった」72.6%、「死にたかった」66.7%、「どれほど絶望的だったか示したかった」43.9%、「誰かに本当に愛されているのか知りたかった」41.2%であった。

濫用等のおそれのある医薬品の販売については、「一般用医薬品の販売ルール策定グループとりまとめ」において、販売個数の制限、多量購入の際の購入理由の確認、若年者の場合の年齢の確認等が必要とされ、平成 26 年に規定された。

OTC 医薬品の濫用防止に対する日本薬剤師会の 4 つの取組みは①適正な OTC 医薬品販売の徹底②医薬品販売制度のあり方を考える③薬剤師

ゲートキーパーの役割啓発活動 気づく・関わる・つなぐ・見守る④おくすり教育の中で濫用防止活動である。

講演 5

「意図しないドーピングについて～ドーピングもルールを守らない薬の使い方～」

日本薬剤師会理事

(アンチ・ドーピング委員会担当) 小林百代氏

ドーピングとはスポーツにおいて禁止されている物質や方法によって競技能力を高め、意図的に自分だけ優位に立ち、勝利を得ようとする行為のことである。意図的であるかどうかに関わらず、ルールに反する様々な競技力を高める方法やそれらの行為を隠蔽することも含む。競技者から採取した尿や血液から禁止物質が検出された場合、不注意による違反であっても記録剥奪と長期間の資格停止という制裁措置が科せられる。その禁止物質の摂取が意図的でなかったことを証明できた場合、資格停止期間は短縮されることはあるが記録剥奪は変わらない。

禁止表国際基準はスポーツにおいて禁止される物質と方法が記載された一覧表であり、少なくとも1年に1回更新される。常に禁止される物質と方法と、競技会(時)検査で禁止される物質と方法がある。競技会(時)とは、アスリートが参加する予定の競技会の前日の午後11時59分に開始され、当該競技会及び競技会に関係する検体採取手続きの終了までの期間を指す。

日本におけるアンチ・ドーピング違反事例の特徴として競技力向上を意図していないドーピングが多い。8～9割はアスリートのリスク管理不足の違反と言われている。漢方薬やサプリメントも要注意で禁止物質が入っていないことを保証することはできない。第三者認証を受けているサプリメントもあるが全ロット検査していないものもあり禁止物質が全く入っていないことを保証するものではない。それでもサプリメントを使用したい場合は、ドーピング

を意図して摂取したのではないことを証明するため、服用の記録をとりロットごとに製剤を少し残しておくこと。

東京2020オリンピック競技大会スケートボードにおいて日本史上最年少(12歳)のメダリストが更新された。小中学生のうちからアンチ・ドーピングについて正しい知識を身につける必要があり、そのきっかけを学校薬剤師がくすり教育の中で行うことが望まれる。ドーピングも「ルールを守らないくすりの使い方」と捉えれば薬物乱用防止教室やおくすり教室の際にくすりの適正使用の一環としてアンチ・ドーピング啓発も取り入れやすくなる。

2023年度より国民スポーツ大会出場前の1年以内に、参加資格としてアンチ・ドーピング教育を受けていることが義務化された。アンチ・ドーピングに関する資料は日本薬剤師会のホームページ「アンチ・ドーピング活動」の中からダウンロードできる。

今回の研修では、厚生労働省が薬害教育について学校薬剤師に期待されていることがわかりました。また若者のOD対策としておくすり教育の中に濫用防止活動を取り入れることが求められています。学校薬剤師として公衆衛生のみならず、医薬品の適正使用、オーバードーズ、大麻等の薬物乱用防止教室、薬害教育、アンチ・ドーピング教育の必要性を感じました。これからも養護教諭をはじめ学校の先生方と連携を取りながら将来を担う子ども達のために、さらに一層活動を推し進めて参りたいです。